

集計によれば、補充原則3-1③をコンプライするTOPIX100銘柄の構成銘柄企業(94社)のうち、2社を除く92社が別の開示先を参照している(図表2)。

(7) 2021年コード改訂パブコメ回答364番

## 開示事例

補充原則3-1③をコンプライする例として、「サステナビリティについての取組み」の内容に関しては各社各様の開示がされているが、別の開示先を参照する例(株ニチレイ)が多く存在する。

そのほか、サステナビリティについての基本方針に言及する例(株コロプラ)、サステナビリティ等に関する委員会に言及する例(日本毛織(株))などがある。

他方で、別の開示先を引用する形での開示に対しては、運用機関から重要度の高い事項に絞って整理した内容をCG報告書に記載してほしい旨の指摘もされており<sup>(8)</sup>、実際に、別の開示先の引用にとどまらずに、自社のサステナビリティに関する基本方針やそれに基づく取組みの内容について具体的に説明する報告書もある(株丸井グループ、東京海上ホー

ルディングス(株)(開示例2)。

(8) 年金積立金管理運用独立行政法人「GPIFFの国内株式運用機関が選ぶ優れたコーポレート・ガバナンス報告書」(2022年3月15日)

## 今後の実務のポイント

サステナビリティに関しては、世界的な関心の高まりを受けて、わが国においても自社のウェブサイトや

統合報告書などにおいて開示を行う動きが急速に加速している。上場会社については、サステナビリティについての取組みを独立した経営課題として位置づけ、CG報告書以外の形で開示することが多い傾向は今後変わらないように思われる。それに伴い、CG報告書においてはその開示先を引用することにとどめると

いう傾向が続くことが予想される一方で、別の開示先を引用することの弊害にも留意すべきである。自社のサステナビリティの基本方針や取組みの内容について、どの程度をCG報告書自体に記載するかを、重要度や株主目線での理解しやすさ等を勘案したうえで検討すべきと考えられる。

### 第3章

# 政府内の検討状況にも注意 人的資本や知的財産への 投資等に係る対応上の留意点

#### (1)この章のエッセンス

●人的資本や知的財産への投資等の内容、特に知的財産への投資等については、政府内での検討の加速化を受けて、注目度が徐々に高まっている。

●コンプライする多くの上場会社が人的資本や知的財産への投資等に言及するが、言及せずにコンプライする上場会社もある。

#### 《補充原則3-1③》前段第二文

また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。

#### 改訂内容

補充原則3-1③前段第二文では、人的資本や知的財産への投資等についての開示が求められる。この点については、持続的な成長や企業価値の向上の観点からの人的資本への投資の重要性や、国際競争力の強化という観点からの知的財産の重要性を踏まえて適切に開示することが